

山口市エコアクション21認証登録助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動による環境負荷の軽減、これに伴う廃棄物抑制及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、地球温暖化防止活動に寄与するため、エコアクション21の認証を取得した市内の事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「エコアクション21」とは、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という。）が定める規格に適合する環境マネジメントシステムを認証する制度をいう。

(助成の対象)

第3条 助成については、市内の事業所で市税を滞納していない事業者を対象として、当該事業者が当該事業に係るエコアクション21の認証を新規に取得するために中央事務局に支払った認証・登録料を助成対象経費とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条に定める助成対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。ただし、助成金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、エコアクション21認証登録助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、すみやかに市長に提出するものとする。

- (1) エコアクション21認証・登録証の写し
- (2) エコアクション21の認証取得に係る支出を証明する書類の写し
- (3) 市税の滞納の無いことの証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、助成金の交付を決定し、交付すべき額を確定したときは、エコアクション21認証登録助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定、交付額の確定を受けた事業者が、交付申請の取下げをするときは、書面により市長に提出するものとする。また、申請の取下げをすることができる期間は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内とする。

(助成金の請求及び手続)

第8条 第6条の規定によるエコアクション21認証登録助成金交付決定兼確定通知書を受けた事業者は、通知書を受領した日から起算して30日を経過した日までに市長にエコアクション21認証登録助成金交付請求書(様式第3号)を提出するものとし、市長はこれに基づき助成金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。